

## 令和元年米子市議会 9 月定例会議案

令和元年 9 月 3 日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
68	米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	職 員	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員（常勤の者）に係るもの</p> <p>(1) 給与の種類</p> <p>給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とすることとする。</p> <p>(2) 給料</p> <p>米子市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の職務の級1級の欄を適用することとする。</p> <p>(3) 各手当</p> <p>給与条例の各手当（1の(1)に掲げるものに限る。）の規定を準用することとする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号の職員（短時間勤務の者）に係るもの</p> <p>(1) 給与の種類</p> <p>給与の種類は、報酬及び期末手当とすることとする。</p> <p>(2) 報酬</p> <p>月額、日額又は時間額ごとに、それぞれ算定方法を定めることとする。</p> <p>(3) 特殊勤務等に係る報酬の支給及びその額の算定について定めることとする。</p>

			<p>(4) 通勤及び公務のための旅行に係る費用弁償の支給及びその額について定めることとする。</p> <p>3 米子市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>交通安全指導員、隣保館長及び公民館長の報酬の額の規定を削ることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）</p> <p>平成29年5月17日公布・平成32年（令和2年）4月1日施行（一部施行日別途）</p>
69	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	職 員	<p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本市の関係する条例について所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な整備内容〕</p> <p>1 米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正</p> <p>公表の対象となる職員に、地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員（常勤の者）を加えることとする。</p> <p>2 米子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 育児休業をする職員のうち、会計年度任用職員を、勤勉手当の支給の対象から除く旨を明記することとする。</p> <p>(2) 育児休業をした職員のうち、会計年度任用職員を、育児休業からの復帰後における号給の調整の対象から除くこととする。</p> <p>3 米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>会計年度任用職員の給与については、別</p>

			<p>に条例で定めるところによることとする。</p> <p>※「別に条例で定めるところ」・・・議案番号68 「米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」</p> <p>4 米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正</p> <p>地方公務員法第22条の2第1項第1号の職員（短時間勤務の者）を、退職手当の支給の対象から除く旨を明記することとする。</p> <p>5 米子市職員等の旅費に関する条例の一部改正</p> <p>地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員（常勤の者）が旅費の支給対象となる旨の規定の整備を行うこととする。</p> <p>※上記1から5までのほか、所要の整備を行う条例は、次の4条例</p> <p>(1) 米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(2) 米子市職員の分限の手続及び効果に関する条例</p> <p>(3) 米子市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</p> <p>(4) 米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）</p> <p>平成29年5月17日公布・平成32年（令和2年）4月1日施行（一部施行日別途）</p>
70	米子市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が一部改正され、職員の欠格条項及び失職事由から成年被後見人等に係る規定が削除されることに伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p>

			<p>1 米子市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正</p> <p>地方公務員法の規定の号ずれに伴う整理を行うこととする。</p> <p>2 米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>休職者の給与、期末手当、期末手当の支給制限及び勤勉手当に関する規定において、成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）に該当して失職した場合に係る規定を削除することとする。</p> <p>3 米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正</p> <p>懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に関する規定において、成年被後見人等に該当して失職した場合に係る規定を削除することとする。</p> <p>4 米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正</p> <p>退職手当に関する規定において、成年被後見人等に該当して失職した場合に係る規定を削除することとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和元年12月14日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）</p> <p>令和元年6月14日公布・公布の日から起算して3月を経過した日（同年9月14日）（地方公務員法の一部改正については、公布の日から起算して6月を経過した日（同年12月14日））施行（一部施行日別途）</p>
7 1	米子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象要件の拡大、償還免除等の判断に必要な収入又は資産の報告の徴収等の権限を市町村に付

			<p>与すること等の見直しが行われたことに伴い、        所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>災害援護資金の償還に関し、法律及び政令の規定を引用する事項に「報告等」を加えるとともに、当該引用条項について所要の整備を行うこととする。</p> <p>※従前から法律及び政令の規定を引用している事項は、次の4件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 償還免除</li> <li>(2) 一時償還</li> <li>(3) 違約金</li> <li>(4) 償還金の支払猶予</li> </ol> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）          令和元年6月7日公布・同年8月1日施行</li> <li>2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）          令和元年7月19日公布・同年8月1日施行（一部公布日施行）</li> </ol>
72	米子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	<p>国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正され、特定教育・保育施設が支払を受ける費用に係る幼児教育・保育の無償化に伴う所要の整備のほか、特定地域型保育事業に係る特定教育・保育施設との連携に関する基準の見直しが行われたことを踏まえ、本市におけるこれらの基準についても見直しを行おうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定教育・保育施設（※）における利用者負担額等の受領関係</li> </ol>

※特定教育・保育施設  
認定こども園・幼稚園・保育所

(1) 特定教育・保育施設は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定教育・保育に係る利用者負担額に限り、当該教育・保育給付認定保護者から支払を受けるものとする。

(2) 特定教育・保育施設は、次に掲げるものを除き、教育・保育給付認定保護者から食事の提供に要する費用の支払を受けることができることとする。

ア 満3歳以上の教育認定子ども及び保育認定子どものうち、低所得世帯の者に対する副食費

イ 満3歳以上の教育認定子ども及び保育認定子どものうち、多子世帯の者に対する副食費

ウ 満3歳未満の保育認定子どもに対する食事の提供に要する費用

2 特定地域型保育事業（※）における特定教育・保育施設等との連携関係

※特定地域型保育事業  
家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

特定地域型保育事業者が、代替保育の連携施設（認定こども園、幼稚園又は保育所をいう。以下同じ。）の確保が著しく困難であつて、所定の要件を満たすと市長が認めるときは、当該特定地域型保育事業者が小規模保育事業A型事業者等を代替保育の連携協力を行う者として確保することをもって、連携施設の確保に代えることができることとする。

3 国の基準改正の内容に合わせ、用語・規定の整理を行うこととする。

〔施行期日〕

公布の日

〔関係法令〕

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育

			<p>事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第7号） 令和元年5月31日制定・同日施行</p> <p>2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号） 令和元年5月31日制定・同年10月1日施行</p>
73	米子市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	<p>令和2年3月31日をもって米子市すみれ保育園を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕 本市が設置する保育所のうち、「米子市すみれ保育園」を廃止することとする。</p> <p>〔施行期日〕 令和2年4月1日</p>
74	米子市子ども・子育て支援の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援	<p>子ども・子育て支援法の一部改正により創設される「子育てのための施設等利用給付」に関し、既存の「子どものための教育・保育給付」と同様の罰則を適用させるほか、所要の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 市は、「子育てのための施設等利用給付」に関し、当該事業者又は利用者に報告等を求めた場合等において、正当な理由なしに報告等をせず、又は虚偽の報告等をした者は、10万円以下の過料に処することとする。</p> <p>2 法改正に伴う用語の整理を行うこととする。</p> <p>〔施行期日〕 公布の日</p> <p>〔関係法令〕 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号） 令和元年5月17日公布・同年10月1日施行（一部施行日別途）</p>
75	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策	<p>老朽化により解体する市営博労町住宅（1棟・3戸）を廃止しようとするもの</p>

			<p>〔改正内容〕</p> <p>昭和44年度博労町住宅の戸数を、10戸から7戸に減ずることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p>
76	工事請負契約の締結について	防災安全	<p>次のとおり工事請負契約を締結しようとするもの</p> <p>工 事 名 米子市無線放送施設更新工事（第4期）</p> <p>相 手 方 米子市無線放送施設更新工事（第4期）島根電工(株)米子支社・栄和電気工事(有)・美保テクノス(株)特定建設工事共同企業体</p> <p>代表者 米子市両三柳2360番地9 島根電工株式会社米子支社</p> <p>契約金額 4億1,800万円</p> <p>工事概要 既設のアナログ防災行政無線施設の老朽化に伴うデジタル防災行政無線施設への更新 (子局82局、個別受信機34台)</p>
77	令和元年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
78	令和元年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
79	平成30年度米子市一般会計等の決算認定について	財 政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか8特別会計の決算認定
80	平成30年度米子市水道事業会計の決算認定について	水 道 局	水道事業会計の決算認定
81	平成30年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水 道 局	平成30年度米子市水道事業会計剰余金のうち、5,027万3,461円を建設改良積立金として処分し及び当年度の補てん財源として使用した後の未処分利益剰余金について同額を資本金に組み入



			れ、並びに2,040万円を減債積立金として処分しようとするもの
82	平成30年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	水道局	工業用水道事業会計の決算認定
83	平成30年度米子市下水道事業会計の決算認定について	下水道企画	下水道事業会計の決算認定
84	平成30年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について	下水道企画	平成30年度米子市下水道事業会計剰余金のうち1,300万円を減債積立金として処分しようとするもの
報告11	平成30年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財政	平成30年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。</li> <li>・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。</li> <li>・実質公債費比率 10.6%</li> <li>・将来負担比率 101.3%</li> </ul>
報告12	平成30年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財政	平成30年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの ※全ての公営企業（水道事業・工業用水道事業・下水道事業・米子インター周辺工業用地整備事業・和田浜工業団地整備事業）において、資金不足額は生じていない。
報告13	議会の委任による専決処分について（訴えの提起について）	住宅政策	市営住宅の管理に関する訴えを提起したもの 処分年月日 令和元年7月12日 訴えの要旨 本市市営住宅の入居者である相手方が、平成27年7月から同年12月まで、平成29年1月から同年3月まで、平成31年2月及び

			<p>同年3月並びに令和元年5月の各月分の家賃の全部又は一部を滞納し、本市の再三の請求にもかかわらず、これらの家賃の支払をしないため、建物明渡し等に係る請求をするもの</p> <p>相手方</p>
報告14	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	地域振興	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和元年7月22日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 11万8,364円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和元年6月10日、和田公民館に向かって市自動車を走行させていたところ、前方に信号待ちのため停車している相手方自動車を確認したため、市自動車を減速させ、徐行していた。当該信号機が青信号に変わったため、相手方自動車が発進するものと思い込んだこと及び脇見運転により、まだ発進せずに停車していた相手方自動車に市自動車が追突し、相手方自動車の後部が損傷した。また、当該相手方自動車は、相手方が事業用として使用していたものであるため、本件事故に伴う修理期間中の代替用の貸し自動車の使用料</p>

			の負担を相手方に生じさせたもの。人身事故なし。															
報告15	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	調査	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">平成31年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>件数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>596</td> <td>1,975,330円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td>1</td> <td>9,817円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>597</td> <td>1,985,147円</td> </tr> </table>	平成31年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	水道料金	596	1,975,330円	修繕工事費	1	9,817円	合計	597	1,985,147円
平成31年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種類	件数	金額																
水道料金	596	1,975,330円																
修繕工事費	1	9,817円																
合計	597	1,985,147円																